

Title	大工頭中井家文書(十四)
Sub Title	On the documents concerning the Nakai (中井) Family (XIV)
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko) 高橋, 正彦(Takahashi, Masahiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1973
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.45, No.2 (1973. 1) ,p.101(217)- 116(232)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	史料紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19730100-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史料紹介

大工頭中井家文書(十四)

中井信彦

高橋正彦

〔三一九〕 松・杉桁入札の覚

松物材桁入札

一 杉けた三匁八分但拾丁ニ付

丁字や

庄右衛門

松三間半末口壺尺三寸但壺本ニ付百卅匁

一 杉けた三匁五分

淀や

五郎右衛門

一 杉けた三匁三分

とんだや

九郎兵へ

一 杉けた三匁五分

平野や

彦左衛門

松物 七拾八匁

一 杉けた三匁五分

いせ村や

助右衛門

〔中井家文書〕

一 杉けた三匁三分
松物 七拾目

志方
源兵へ

以上

十一月十九日

〔三二〇〕 大和竜田・浄慶寺住持書状

(ウラ書後筆)
〔文化四卯年
六月十九日着

和州竜田
浄慶寺

一 筆啓上仕候、炎暑之節ニ御座候得共 殿様益御機嫌能
被為御座各様御揃増御安泰ニ御勤仕被成候旨珍重之御儀
ニ奉存上候、以參上御見舞可申上所ニ御坐候へ共当春来
者無人ニ而居申候ニ付、乍存失敬申上候、此段真平御免
被仰付可被下候、乍恐御序之砌暑中御見舞之儀 御前宜
敷御取成被為仰上ニ付□奉希上候、然者当月朔日之御状
同五日相達忝奉拜見候、被仰下候趣委細奉得其意候、右
ニ付当寺ニ朝暮御回向奉申上候、御先代之御位牌并御墓
所等之儀委細ニ吟味仕、別紙書付奉差上候、尤浄慶様当

年百九十九年ニ御当被成候、来ル辰年式百回御遠忌ニ御坐候ニ付其前後之処、当地にては一向ニ聞及申候者も無御座候ニ付、法隆寺村長谷川茂三郎殿へ罷越得斗相尋、毎年七月拙寺より掃地等為仕、墓参御回向申上候、御墓所石塔も二百年来之儀ニ御坐候へ者、文字も分り兼申候ニ付、茂三郎殿同道にて度々罷越御石塔も洗イ搦仕文字漸ク相分り申候ニ付写差上申候、此外ニ法隆寺村西里ニ古へ福寿庵と申御座候、是ニ浄慶様御女子被為居候旨承り申候ニ付、長谷川氏共々相糺申候所、中古売買ニ相成此節ニ俗家ニ相成申候砌、石塔御座候へ共極楽寺惣墓所ニ送り申候旨承り申候ニ付、惣墓所吟味仕候所、漸五輪之石塔ニ基見出し文字等一向相分り不申候ニ付洗すり仕相分り申候分御写差上申候、巨勢御氏之儀者、御位牌御墓所共に向ニ相見へ不申候、早々御返書申上候様蒙仰候得共、先月廿七日より当月十三日迄大雨小雨打続晴間無御座候ニ付、大に延引ニ相成甚以恐入奉存候、藤三郎様御前へも宜敷御取成被為仰上被下度奉願上候、若又巨勢様より御代参等も被仰付候儀ニ御座候者、前方ニ被為

仰旨被下候様奉願上候、尚□□之儀者追々可申達候、恐々謹言

六月十五日

浄慶寺

舟橋治左衛門様

永田九郎兵衛様

中橋弥市郎様 人々御中

猶々、追々炎暑強御座候、乍恐御機嫌能御凌被成候様奉祈上候、御家内様方へも乍憚宜敷被仰上被下度奉希上候 以上

〔三二一〕 禁裏附役人令条 写

定

一 禁中方之儀長橋局両伝 奏江伺之先規之御作法をまもるへし、勿論万事所司代可受差図事

一 諸事両人令相談難分別儀者所司代申談之其上可申付事附雖為 御所各別存寄之儀於有之者院中江附置之輩

相互可申談之事

一官位其外表向之御用者為伝 奏役之間内々にて兩人執奏一切無用之事

一禁中不断出入有之所々御門番之儀与力同心之者に可申付事

一医陰之輩女中方江參上之時は猥無之可為如先規事

一火之用心堅可申付事

一万御遣用内外共に以長橋局被 仰出之儀如先規無疎略

可申付之自然新儀被 仰出有之而於難及分別者所司代

可被相談事

一万事御入用如前々代官共手前より品々以兩人手形其時

々可請取之事

附勘定之儀兩伝 奏并所司代江申断之毎歳年切に可

相極事

一奥方并御台所方諸事御賄入用其役人手前を兩人相改之、是又年切に勘定極させ帳面所司代江見せ可申事

一堂上方并女中方諸役人に至まで先規之作法を相背輩者勿論其外何にても新儀之珍敷事有之におるては所司代

に申届江戸江可致言上事

右条々可相守此旨者也

享保十一年四月朔 日 御黒印

〔三二二〕 大工杣木挽高役赦免の覚

大工杣木挽高役之儀如前々御赦免之覚

一夫役之事

一御伝馬之事

一御国役他郷之池川普請之事

一御鷹之餌尤之事

一繩藁入草等之事

一竹木之事

一米津出シ蔵番之事

但此津出蔵番之儀者従前々仕候処も又は不仕候処も御

坐候、以上

百性並ニ勤申役儀之分

一御年貢納申御蔵切削之役大工仕候

一 欠米売損之事百姓並ニ而御座候

一 大工杣木挽居在所之井堀溝堀百姓並ニ仕候

一 田地之川かけ永荒 右同断

一 入部之入用 右同断

一 大工杣木挽居在所之池川之樋杵杭切削役仕候

以上

〔三二三〕 天主(守)の畳注文之覚

天主之畳注文之事

高合五百拾六帖也

百五拾帖

ならにて

原田次右衛門殿渡へ

七拾帖

吉野にて

竹村九郎右衛門殿渡へ

合式百式拾帖 但右に渡し申分

百七拾五帖

孫左殿

源六との

□□□との

此三人へ渡し申候

拾九帖 御座疊也 同人

百式帖 但右分有 同人

合式百九拾六帖也

〔三二四〕 片山三七郎書状

尚々柳沢豊後守殿只今備後守殿御改候

今日谷田又兵 御城江被罷出候処柳沢備後守殿より被仰

遣候、此御書付大久保加賀守殿より御渡被成候間明十五

日五つ過御城江御出候様ニと被仰越候、此段備後殿より

其元江直ニ可被仰遣候得共幸又兵 御城へ被出候故被仰

越候由御座候、今晚備後守殿江御請ニ御越可被成候、

一 明日五つ過其元迄罷越御同道可申間左様御心得可被成

候

一 明日は熨斗目袷麻上下御着可被成候、御城相濟夫より

御老中方不残御礼ニ御廻り候間其御心得可被成候

一 献上物かつき台ニのせ可被遣候、御城案内ニ拙者若党

一人可遣候間左様御心得可被成候、かつき台其元ニ無
之候ハ、今晚取に可被遣候、遣シ可申候、尤道悪敷可
有之間馬ニ而御越可被成哉馬も御用候ハ、可被仰越候
何も明日期面上可得御意候、以上

四月十四日

〔^(ウツ書)中井主水様 片山三七郎〕

〔三二五〕 庄八銀子請取の覚

覚

ようけん□んヨリ

^(銀)良

一四貫目 長四十貫目うけ取申残

一三貫七百三十四匁八分 当年残分

一四十四三匁八分 よとのはしの残

三口合八貫百四十八匁六分

以上

右四貫目のかたは勘定之内かまいたく候、めいくニ
てかた可然候、ようけん□んさん用は渡し、かねの高し

〔中井家文書〕

れ候は、可仕候

此八貫百四十八匁六分之高

庄八請取

置候

〔三二六〕 桧皮・柿・瓦高の覚

桧皮

高合千七坪半内

七百五拾九坪半
式百四拾八坪

左兵衛
与兵衛

柿

高合千七百七拾式坪内

千三百拾七坪
四百五拾四坪半

左兵衛
与兵衛

瓦

高合三千百九拾八坪内

式千三百八拾式坪半
八百拾五坪半

左兵衛
与兵衛

〔三二七〕 佃市左衛門・田宮源之丞書状 写

一慶長十二三年之比 女院御所様御普請年号之事

一慶長十七年より以前駿府江戸御城御普請年号之事

一慶長之年二条御殿之御修理度々年号之事

(三二二) 一〇五

一大坂御陣之御事に付何そ書付等御座候ハ、可申上之事
右御書付被遊被下候趣相考可申上之旨委細奉畏候、吟
味仕追而書付可差上候間宜御申上可被下候、以上

五月廿一日 佃市左衛門

田宮源之丞

瀬川加右衛門殿

〔三二八〕 中村幸右衛門書状

去月十五日之貴札拜見仕候、甚寒之節御座候得共弥御安
全被成御勤珍重奉存候、就之其 御許様御系譜先年御差
出被置候処、此度右御系譜之内御尋之処有之右御箇条之
内御性^(ナ)氏之処日向守様より御差出被成候御系譜御認振と
は相違之趣墨書之通就御尋御来書之通御墨可被成哉と思
召候ニ付御別紙御下書壱冊御差下し被成、日向守様思召
も御座候ハ、御来書之処ニ御加筆被成候様被成度思召
候段、且為御見合御記録之内御書拔壱通御差下し被成落
手仕候、則御紙面之趣日向守様江具ニ申上候処右御答御

別紙を以被仰進候に付則式通為差登申候、且又御来書御
答之処江も日向守様思召御下ケ札ニ而被仰進候、右等之
趣各仰上宜及貴答旨被仰付候、可然御取繕被仰上可被下
候、右為貴答如此御座候、恐惶謹言

十二月十七日

中村幸右衛門

舟橋治左衛門様

中嶋弥一郎様

貴報

猶以橘御姓之儀は呉々も時勢筒井江御憚り被遊候而暫
御本姓を御包み被遊候儘ニ成行候之事ニ而筒井没落後
は勿論当時ニ而者猶更御本性^(ナ)巨勢ニ可被為復御儀ニ可
有之哉、乍然数年来橘御性御用ひ来之儀ニ付今更御本
性ニ被為復候之御儀も如何哉、日向守様思召之処も被
遊 御承知度旨是亦委細申上候処御別紙ニ御答被仰進
候間、急御取斗被仰上可被下候、且御記録御書拔一通
先年御差出之御系譜之御写壱冊御返却被成候、御落手
可被下候、以上

〔三二九〕 松本坊覚書

覚

一先師重忍義松本坊附弟二相成何年何月右坊住識^(職)右御尋

二付、知道

中井内匠頭正純ノ末子、明曆三年七才ニ而五条大納言為庸卿ノ猶子ニ而当院江入院、万治元年從杉本坊先師重演

ニ八才ニ而刺髮、寛文六年從同師受伝法灌頂、同六年霜

月廿六日補 御殿目少別当于時十六才

延宝八年補山務職ニ在職五十一年 享保元年隱居
号宝光坊

享保七年七月廿六日七十二才ニ而入滅 墓所万松寺

御殿司松本坊法印大僧都、少別当中納言重忍

右之通ニ御座候以上

申八月三日

松本坊

〔三三〇〕 岡嶋五一郎書状 写

以前如此申啓上仕候、残暑之節ニ御座候処弥御安泰被成

御勤仕珍重御儀奉存候、然者去月廿七日出之御切紙同廿

九日相達拜見仕候処、当所松本坊へ問合之儀ニ付、委細

御別紙を以被得御趣承知仕、則翌晦日松本坊へ相頼置処

彼是取調居隙取之由ニ而昨夕別紙書付到来ニ付、則右書

付且御答書并私心得ニ承置候覚書とも都合書付三通差上

申候間、御入手可被下候、右申上度如此御座候、以上

八月四日

岡嶋五一郎

中弥一郎様

猶々、月日等未タ不相知向も御座候へは余り延引ニ相

成ニ付、先御書付差上申候、尚相分候はゞ早々可申上

候、此間は片便ニ付別段貴殿へ不申上、且今通も差急

キ乱書御高免被下候

〔三三一〕 後藤庄三郎光次書状

猶々 禁中様築地之儀日用被成申候由爰元取沙汰御座

候間我等申様は最前ハ下奉行衆日用ニ仕度由申候へ共

伊賀大和より申候て大キ成事ニ候間日用は無用之由ニ

候、めんくつきに成申由御前にても申上候其御心得候て何ほと諸大名衆徳分参候事成共貴殿ノ御口にて日用ニ御させ候事は必々御無用ニ候、それさへ爰元下之者ハ貴殿ノ無理ニひやうニ誂度様ニ取沙汰申候為御普請奉行と山代宮内殿板倉内膳殿一兩日中ニ御登候間其御心得可被成候とかく貴殿は御殿之御事さへ隙明候ハ、先不計爰元へ御下候てよく候ハんと存候、将又小四郎儀はやく三年ほどかゝわりて大引物引出申間其元可然様ニ被仰付候て可被遣候、きしへや二郎右衛門了円儀いハれさる志かけやういたしこなたと其上一切なき事を貴殿へ被申由にて迷惑にて申候、とかく双方共に貴殿ノ御あはれミなくてはいつれもたをれ可申間双方をよく御聞候て人ことあしく申候ハぬ様ニ被仰付御尤ニ候、惣別貴さまへよき事候とも急事をそばちかく申候て無御座由内聞申候間世間大事ノ御事ニ候間物□御含御入候て世上ノ人ノ取沙汰をよく貴様へ申きかせ候様成者を一人も二人も御申付候て御をき可被成候、何も商人などはいつはりを申者に候間よくよ

く御せんさく候以上

細々御状拝見申候然ハ 禁中様御家共御くづさせ候て隙明申候ハ、早々御下候て御尤かと存候、其子細は御果子へや小鳥へやノ前小広間大広間何も九月より已前ニ木こしらへを仕九月中旬御鷹野ニ被成 御座候ハ、其跡にてたて申様ニと被成 御詫候て浜松遠州之大工共をも皆々可御召寄候旨昨日彦九兵衛ニ被仰付候只今御指図を 御主様ノ御ひとりあなたと被成候躰に見え申間貴殿少もはやく御下候ハ、御機嫌よく候はんかと存候、定而御油断は有ましく候へ共少もはやく其元之隙明次第御下可有候、作右衛門源右衛門兩人共二段よき大工にて御座候て御ほめ被成候間我等式も大和かすぐり候て越申間定而大勢之内ニても能御座候んと申上候一段御機嫌に御座候、恐惶謹言

後庄三郎

七月晦日

光次(花押)

中和州様万いる

〔三三三二〕 高西監定・孫左衛門連署書状

猶々六ヶ敷申様ニ可被思食候へ共此目錄之奥に右之帳
のこたく御名付被成可被遣候以上

重而申入候儀如何ニ候へ共右申談筋目ニ候間不残心底申
入候、ひらに御両殿へ貴様無御如在通御状一通可被遣
候、日本之神そいちあしく候ては不申候、御六ヶ敷候共
此目錄ニも御両殿へ之御名付ニ被成可被遣候、御下候も
飛脚到来二三日以前平野藤次二十三冊之帳之内千本も入
間敷と被仰越候、其通材木や共申渡候さへ迷惑仕候ニ付
今日御両殿飛脚到来もはや千本より外ニは重而不入候と
被仰間敷や、堅御届可申旨事外御念入被仰越候、弥此通
ニて相済申候哉、左様之儀も御両殿へ具ニ被仰越候可然
存候、恐惶謹言

三月廿一日

□□ (花押)

一利 (花押)

高西監定

□□ 孫左衛門

〔ウツ書〕 中大和様
人々御中

〔中井家文書〕

〔三三三三〕 高西監定書状

猶々、孫左衛門も是ニ被罷有候、藤次へも其通可申渡
候、以上

御状拝見申候一昨日□上候へ共散々相煩候故御案内も不
申入候、御住居替り候ニ付上木ハ中に中木ハ下に罷成
候、御目錄被下候先度十四冊之御帳分材木や共ニ不移時
日相渡大坂ニて悉買立大形淀□迄参着候処ニた、今か
様ニ承候、何共不能分別御事ニ候へ共則大坂へ夜通指越
可申候へハ御目錄ニ御判被成御両殿へ貴様無御如在之通
をも御書中被遣御尤存候、恐惶謹言

三月廿一日

一利 (花押)

〔ウツ書〕

中大和様 御報

高西監定

一利

〔三三四〕 中井藤三郎書状 案

以手紙致啓上候、寒冷之節ニ御座候、弥御堅固被成御勤
珍重奉存候、然者先日被仰聞候、去春御讓 位御祝儀ニ
付小出伊左衛門殿 禁裏 仙洞御所江御使御勤之節之
儀、内々承合申候処、於両 御所奏者所江参上御附之武
家衆御取次衆出合被猷物御請取有之、其後伝 奏衆御出
合御座候由、伊左衛門殿布衣着用ニ御座候、御門者 禁
裏御唐門 仙洞御所ニ而者御台所御門より出入御座候
由、御返答者伝 奏衆亭ニ而御申渡御座候由、右内々承
合候趣如此御座候、且又絵図之儀も被仰聞付、両 御所
奏者所之□絵図為仕式枚宛致進上候、尤御内々ニ而得御
意候儀ニ御座候間左様御心得可被下候、私儀昨日も以手
紙得御意候通先頃より気分悪敷罷在候付御無音ニ罷過候
□□期貴面之節可得御意候、以上

十一月十日

三浦庄右衛門様

中井藤三郎

〔三三五〕 行幸の間 覚

覚

御行幸ノ間ノ

- 一 御から門之事 以下ハ同板敷
- 一 御上段中段之事 御帳□上段中ノ間西口ニ
- 一 御なんとかまへ之事 くゞいれふ□ぬりてなりとも
- 一 天井はり付之事
- 一 何もぬり物之事 れんしいろくゞのもんさいしきなしはぬりてなりとも 紫容殿ノ程可然也二間斗也
- 一 かいノひろさ之事 のほり□□の事也
- 一 同きさむしとりおきに可仕候か
- 一 御ほうれん之事
- 一 御き戸折戸に可仕候
- 一 中宮様御座之間之事 西の方可然也 上段あるへし 上段
- 一 そハ御殿ノ□北ノ殿ノ事ニて然者上段なし 上段の方がくハかつて次第
- 一 次ノ間御上段并天井之事 天井いかやうにも可然也
- 一 同たて具之事 皆々上々くゞニて可然也

これもかつてのよきやう

- 一 西之次ノ間御すまい之事
- 一 御ゆとの御せつちん之事

〔三三六〕 中井正清書状 案

覚

- 一 小壁天井御位之御所之ことくに可仕候哉之事
- 一 行幸之御殿引立申候分者前之ことくに可仕候哉之事
- 一 御殿之大小御家数御位之御所と無相違様ニ可仕候哉之事
- 一 中宮様常々御殿東之方内之御立具はり付天井二条行幸之時之御殿之内ニ而可仕候哉之事
- 一 中宮様御対面所二条行幸之時之御殿之内立可申候哉之事
- 一 院御所舞台之前之御座敷二条行幸之時之御家之内結構成所を引可申事、然者天井はり付前のをもちひ御住居替り候所者仕たし^(ママ)可申哉之事
- 一 院御所中宮様両御作事御位之御所ニ御家之大小并御

「中井家文書」

作事之様子も無相違様ニ可仕候哉、絵天井小壁之張付などハ御位之御殿ニ無御座候ニ付得御意申候、御座御殿之御住居御絵様以下者御好相究候之間窺申ニ不及候、同二条之御家引申分者只今御住居替り候所も前之ことく仕たし^(ママ)御絵様も其分ニ可仕候哉是又得御意申候事に御座候以上

右之通伝 奏衆へ御窺可被成候

小堀遠江守殿

参

中井大和守

〔三三七〕 女御御産についての使者儀礼の覚写

^(ウツ書)

「女御御産為御悦従 右衛門督様刑部卿様御使二条在番組頭衆御勤候由ニ而御□様奉行大久保八左衛門様より此別紙之通御聞合之儀御頼ニ付町口美濃守様江御尋候処付札ニ而來候付本文直ニ八左衛門様へ被遣候、元文二巳年十二月五日」

禁裏江

(三三七)

一一一

御進献物何レ江相渡候哉 〔附箋〕「御附之武家請取所申候」

御太刀御目錄台ニ載候哉 〔附箋〕「雲脚台ニ而御座候」

是又何レ江御渡候哉 〔附箋〕「御附之武家請取被申候」

御口上何レ江申上候哉 〔附箋〕「御附之武家承り候」

女御 姫宮御両方様江

御進献物并御目錄何レ江 〔附箋〕「女御御方取次罷出請取申候」

相渡候哉尤御目錄台ニ載候哉 〔附箋〕「御目錄台ニ承り候」

御口上何レ江申上候哉 〔附箋〕「御口上取次承り候」

女御 姫宮御両方様江

被進物御取次御銘々

相替致中座候哉

女御 御殿ニ而右御進献物上候哉 〔附箋〕「女御御本殿江納り申候」

候」

右之外心得ニモ罷成候義御座候ハ、

御聞合可被下候 以上

十二月朔日

〔三三八〕 青山幸成書状^①

返々今度頼候間如此候、其元御作事之儀少も爰元ニて御油断之取きた無之候間何御心安候、小遠小惣左ねつ（ママ）きの□へ伝言申由頼入候、御用も候者状ヲ越不申候、近年ハ一円ねつき用不申候故入不申候由申度候間追而申候、此方へ次飛脚参候者、霞や清兵衛方へ人ヲ御越候て状参候者貴様状ニ早そく可下候 用の事くさく先日申越候、以上

其以来者以書状不申承御床敷存候、御作事そろく出来申候由珍重ニ存候、日夜御遊山御□山故此方相替義なく何も無事ニ候間可御心安候、寄合ニて者毎度々々うわさのみ申暮候、大坂御作事御すまいも近日越前帰参可被申候由ニ候、弥此方へ御下候ましきと書中不得申候、二条北かはの長屋ニ我等共ふせり候やう候間所頼入候、御台所之節何方ニてもてあいよき所頼申候、将又めつら敷事候ハす哉、此物てきあかり弥まねが（ママ）あかり可申とみるやうニ御座候、小姓無之哉承候故日々夜々趣ニ事有宿者よ（故障カ）

なく／＼ふせり斗ニ而候、細々御床敷候此状共御届頼入候、恐惶謹言

六月六日

青山大蔵

(花押)

中井大和様

まいる

〔註〕① 差出書に疑問が残るが、寛永年間、老中であつた青山大蔵大輔幸成としたい。

〔三三九〕 伊勢守書状

猶々存知寄事申入候、以上

此間者不申承候、其元相替儀共無之候共無心元存候、然者今度御着参候目出度とてかろき□□□と一□御上り候てハ如何可有之候哉、平藤次・小仁右・藤市兵・藤勘兵迄も態可有御祝儀ニ上可被申候、貴殿は、かりなとの事にて延慮も可有之候へとも上り申儀ハ下候共二年頭八朔日などニハ上り申候まゝ定而より申にて候へく候、神

「中井家文書」

そ／＼何方よりまた候て申進候事にてハ努々無之候へとも我等之存寄之通申まいらせ候、如何候哉、自然又相とも／＼覚悟も候哉、其後不存候へとも申入候、以上

十一月廿九日

(切封)

より

中井大和殿参

(高カ) □伊勢守

〔註〕① 伊勢守は差出書に「高」とみえるが、何人なりや不詳である。

〔三四〇〕 中井某書状 案

(ウツ書) 「町口様へ御手紙扣 巳十二月三日」

以手紙啓上仕候、其後御物遠ニ奉存候、寒氣甚御座候処弥御堅勝被成御座珍重御儀奉存候、一昨日者御出被成被下忝御事奉存候、被仰置候而御帰被成御残多奉存候、然者此度 女院御産之為御悦、右衛門督様、刑部卿様御

(三三九) 一一三

使二条在番御番衆之内組頭衆兩人被相勤候由就夫無拋被相頼候者御内々ニ而別紙之趣承置度由ニ御座候、於御城内毎々心易参会仕候衆中ニ御座候付断をも難申候間申上候、近比乍御六ヶ敷別紙之趣相知候分御付札ニ而成共被仰聞可被下候、右御使ハ御所ニ而何方へ向被参候事ニ御座候哉、左様之儀も承度由被申付候、乍御面倒被仰聞被下候ハ、奉忝候、尤御内々之儀ニ御座候へハ沙汰仕候儀ニ而者無御座候間奉頼候、右之段為可申上如此御座候、以上

十二月三日

猶々私儀も一兩日以前より寒熱差出其上持病之稔気強差込胸痛仕候付引籠保養仕罷在候、依之以他筆申上候以上

町美濃守様

此度之御様子未相知候ハ、近年御番衆之内組頭衆御使被相勤候儀も御座候間、其年之御様子ニ而も委曲被仰

聞可被下候

〔三四一〕 中井正清消息

猶々おもてににかいニこれあるいつれもふたら(ママ)くの事、長吉ニ申候てとりなほし候よし□□□候へく候、又よき物ハくらへ入候へく候 小事ニ候へともさてハ長吉へやのひかじのかたのいへるひのやうちんにて候、又なつけ候ておき(ママ)きやく申まいらせ候、又うちのかいにわのあたりニふせり申六尺なども二かいはひのやうちんいかニ候まゝみなみのそとのいへともニみなくねさせ候て大ところの二かいにハ人お、ねさせあるましく候へく候、二かいの口お、ふさきかならずく人のおりのほり口入口へハやうちんもされ不申候、きれいにさうしおさせ候て二かいの口おふさき申候てそこねさせ候へく候、一ふて申入候、そこもと御そんし申おきのことくニたれもくせいに入候へく候

一おもてにて長吉□□久しくあそひ申ともいらさるう
そくおほく、とほしなくあふらひなとも大ところにもい
らさるところニおほくとほさぬやうニ候へく候、はまや
などにありやけハかならずいらさる事なり、又ひくれて
からハ人のいて入もあるましく候まゝもんのありやけも
いらさる事なり、内のもんもかと口ニもんはん一人つゝ
おき候てくゝりの内にて人のさし入あらため申候へ、そ
との大もんの事ハひくれ申候てくゝりまてもうちやうち
んよく候へく候、かへすくゝひくれ候てとうさ走りいる
人のいて入かたくあるましく候へく候恐惶々々

十二月十九日 中大

かくさうまいる

〔三四二〕 徳川頼宣書状

以上

先度蔭山土佐ニ御伝言之通、具ニ為申聞候、尤我等はか
りハ可出候へ共、同ハ少御ミ(カ)、にたて其上は少々心付致

「中井家文書」

候様ニ仕度候、如何ニ御座候ハんや、何様ニも御指図次
第可致候間、此御儀ニ仰被下候ハ、可忝候、委細者山田
八右衛門可申入候、恐々謹言

紀伊中納言

十二月七日

頼信①(花押)

酒井雅楽頭様
土井大炊助様
本多上野介様
安藤対馬守様

〔註〕①頼宣は元和三年七月に権中納言に任ぜられ、同五年七月
に紀伊一國と伊勢のうち、合せて五十五万石余に封ぜられた。
頼宣は、はじめ頼將と称し、のち一時、頼信と改めた。この時
期は定かでないが元和五年と考えられ、七年末八年はじめに頼
宣と改めているようである。

本文書は宛書を合せて考えれば、元和五年または六年のもの
であろう。

〔三四三〕 中和門院女房奉書

女院御所^①さまより申とて候、此ほとハ文にても仰られ候
ハて御とをくしくおほしめし候、中宮さま御所さま御
きけんよくそもしさまにも御そくさいの御事候や、やか
て御ちやほたるさかりになりまいらせ候まゝ、その折ふ
しハこゝほとへかならずく御まいりまち入覚しめし
候、さてハおほしめし^(カ)よられ、御事なから此御所さまに
御大く^(太工)おハしまし候ハて御ふしんなどもなりかねまいら
せ候、きかせられ候へハ、^(天和)やまとこ^(後室)うしつそもしさま御
めをかけ候よしにし大と^(カ)さまこうしつへ仰せられ候て大
工一人にても二人にても此御所さまの^(カ)処、さため候て進
上候やうに御申候てまいられ候て、うれしくおほしめし
候ハんよし申せとて候、めてたくかしこ

一位さま

まいる

申し給へ

一 る

〔註〕 ①「女院御所さま」は後陽成天皇の中宮となった中和門院